

愛媛労働局発表

令和7年12月19日（金）

愛媛労働局

職業安定部職業対策課

課長 山岡 裕嗣

地方障害者雇用担当官 田村 愛子

(電話) 089-941-2940

令和7年 障害者雇用状況の集計結果（令和7年6月1日現在）

○企業の障害者実雇用率は 2.58% (前年同期 2.57%)

○雇用率達成企業割合は 49.9% (前年同期 50.2%)

愛媛労働局では、このほど、民間企業や公的機関などにおける、令和7年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、例えば、民間企業の場合は2.5%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、それを集計したものです。

愛媛県内の障害者雇用の促進を図るため、愛媛県及び
愛媛県教育委員会と連携した取組を行います（別紙）

【集計結果の主なポイント】

<民間企業> (法定雇用率 2.5%)

○雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新。

・雇用障害者数は 4,723.0人、対前年比 3.6%（165.5人）増加

・実雇用率は 2.58%（対前年比 0.01 ポイント上昇）【全国平均 2.41%】

○法定雇用率達成企業の割合は 49.9%（対前年比 0.3 ポイント低下）【全国平均 46.0%】

<公的機関> (法定雇用率 2.8%、都道府県等の教育委員会は 2.7%) ※〔 〕は前年の値

・県の機関：雇用障害者数 221.5人 [206.5人]、実雇用率 3.13% [3.14%]

・県教育委員会：雇用障害者数 318.0人 [312.5人]、実雇用率 3.05% [3.60%]

・市町等の機関：雇用障害者数 568.5人 [532.5人]、実雇用率 2.94% [2.83%]

<独立行政法人等> (法定雇用率 2.8%) ※〔 〕は前年の値

・雇用障害者数 67.5人 [64.0人]、実雇用率 2.58% [2.82%]

障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

1 民間企業における雇用状況

○雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

- ・民間企業（常用労働者数40.0人以上規模の企業：法定雇用率2.5%）に雇用されている障害者の数は4,723.0人で、前年より3.6%（165.5人）増加した。
- ・雇用者のうち、身体障害者は2,425.5人（対前年比1.2%増）、知的障害者は1,135.0人（同1.6%増）、精神障害者は1,162.5人（同11.5%増）と、すべての障害者が前年より増加し、特に精神障害者の伸び率が大きかった。
- ・実雇用率は、過去最高の2.58%（前年は2.57%）、法定雇用率達成企業の割合は49.9%（同50.2%）であった。

（資料1～6）

○企業規模別の状況

- ・企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、40.0～100人未満で1,018.5人（前年は981.0人）、100～300人未満で1,662.0人（同1,588.5人）、300～500人未満で498.5人（同560.0人）、500～1,000人未満で779.0人（同657.5人）、1,000人以上で765.0人（770.5人）となった。

40.0～100人未満、100～300人未満、500～1,000人未満の企業規模で、前年より増加した。

- ・実雇用率は、40.0～100人未満で2.27%（前年は2.32%）、100～300人未満で2.95%（同2.87%）、300～500人未満で2.43%（同2.61%）、500～1,000人未満で2.47%（同2.39%）、1,000人以上で2.57%（同2.51%）となった。

100～300人未満、500～1,000人未満、1,000人以上の企業規模で前年より増加した。

なお、100～300人未満、1,000人以上規模の企業は法定雇用率を上回っている。

- ・法定雇用率達成企業の割合は、40.0～100人未満で48.0%（前年は48.6%）、100～300人未満で52.8%（同52.1%）、300～500人未満で51.7%（同55.7%）、500～1,000人未満で56.0%（同52.2%）、1,000人以上で50.0%（同53.3%）となり、40.0～100人未満、300～500人未満、1,000人以上の企業規模で前年より低下した。（※）

※昨年比で除外率が10ポイント引き下げられた影響による低下を含む。

（資料3・5）

○産業別の状況

- ・産業別にみると、雇用されている障害者の数は「医療、福祉」、「製造業」、「サービス業（他に分類されないもの）」、「運輸業、郵便業」などで増加し、「卸売業、小売業」、「学術研究、専門・技術サービス業」「建設業」で減少した。
- ・産業別の実雇用率では、「医療、福祉」（3.82%）のみが法定雇用率を上回っている。

（資料4・6）

○法定雇用率未達成企業の状況

- ・令和7年の法定雇用率未達成企業は614社。そのうち、不足数が0.5人または1人である企業（1人不足企業）が431社（70.2%）と7割を占めている。1.5人以上不足である企業が183社（29.8%）となっている。
- ・また、障害者を1人も雇用していない企業（0人雇用企業）は376社であり、未達成企業に占める割合は、61.2%となっている。

(資料3・4)

2 公的機関における在職状況

(1)県の機関（知事部局、公営企業管理局、警察本部）（法定雇用率2.8%）

県の機関に在職している障害者の数は221.5人で、前年より7.3%（15.0人）増加している。実雇用率は3.13%と、前年に比べ0.01ポイント低下した。（※）

知事部局、公営企業管理局、警察本部の全ての機関で達成している。

(資料8)

(2)県の教育委員会（法定雇用率2.7%）

県の教育委員会に在職している障害者の数は318.0人で、前年より1.8%（5.5人）増加している。実雇用率は3.05%となり、前年に比べ0.55ポイント低下した。（※）

(資料8)

(3)市町等の機関（法定雇用率2.8%）

市町等の機関に在職している障害者の数は568.5人で、前年より6.8%（36.0人）増加しており、実雇用率は2.94%と、前年に比べ0.11ポイント上昇した。

41機関中35機関が達成（現時点において、未達成であった6機関のうち、1機関が達成済みとなっている）。

※昨年比で除外率が10ポイント引き下げられた影響による低下を含む。

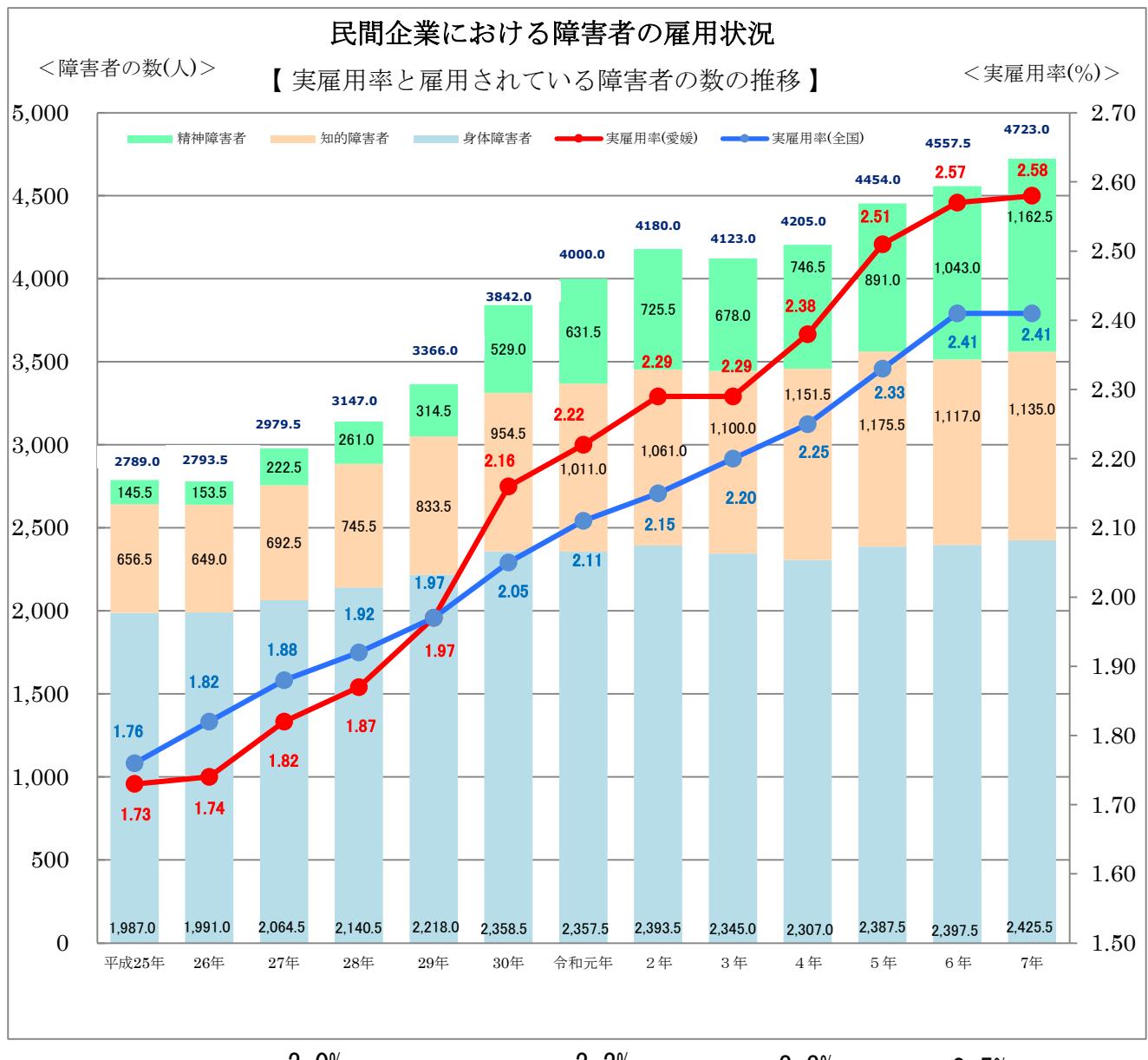
(資料8・9)

3 独立行政法人等における雇用状況

独立行政法人等（法定雇用率2.8%）に雇用されている障害者の数は67.5人で、前年より5.5%（3.5人）増加している。実雇用率は2.58%と、前年に比べ0.24ポイント低下した。（※）

※昨年比で除外率が10ポイント引き下げられた影響による低下を含む。

(資料9)



<法定雇用率> 2.0% 2.2% 2.3% 2.5%

注1：雇用義務のある企業（平成25年から平成29年までは50人以上規模、平成30年から令和2年までは45.5人以上規模、令和3年から令和5年までは43.5人以上規模、令和6年以降は40人以上規模）についての集計である。

注2：「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

平成23年～令和5年 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、精神障害者、重度身体障害者、重度知的障害者である短時間労働者、重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者（0.5カウント）（※）

※平成30年から令和4年までは、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者についてのみ、1人分とカウントしている。

①報告年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること

②報告年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

令和5年以降、精神障害者である短時間労働者については、1人分としてカウントしている。

令和6年以降 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、精神障害者、重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である短時間労働者、重度以外身体障害者及び知的障害者である短時間労働者（0.5カウント）、重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である特定短時間労働者（0.5カウント）

注3：法定雇用率は平成25年から平成29年までは2.0%、平成30年から令和2年までは2.2%、令和3年から令和5年までは2.3%、令和6年以降は2.5%となっている。

障 壱 者 実 雇 用 率 の 推 移

愛媛労働局

年	企業数	障害者の数(人)	実雇用率(%)	法定雇用率達成企業割合(%)	
				全国	全国
昭和 52 年	408	1,177	1.54	1.09	63.5
53	374	1,096	1.53	1.11	62.3
54	398	1,111	1.49	1.12	59.0
55	406	1,178	1.53	1.13	61.3
56	415	1,279	1.60	1.18	63.1
57	420	1,275	1.56	1.22	62.6
58	418	1,229	1.51	1.23	59.6
59	428	1,275	1.52	1.25	60.7
60	442	1,345	1.55	1.26	65.6
61	440	1,345	1.55	1.26	65.0
62	433	1,323	1.55	1.25	66.1
63	471	1,398	1.56	1.31	63.5
平成 元 年	495	1,528	1.64	1.32	68.9
2	512	1,611	1.65	1.32	67.8
3	524	1,634	1.65	1.32	68.1
4	566	1,689	1.61	1.36	67.1
5	581	1,750	1.63	1.41	66.3
6	592	1,744	1.60	1.44	63.3
7	572	1,716	1.59	1.45	64.3
8	571	1,727	1.59	1.47	63.7
9	557	1,725	1.57	1.47	63.2
10	574	1,794	1.58	1.48	61.1
11	630	1,866	1.59	1.49	57.8
12	623	1,827	1.58	1.49	55.5
13	587	1,746	1.55	1.49	53.3
14	614	1,695	1.46	1.47	49.8
15	627	1,851	1.52	1.48	51.2
16	679	1,986	1.52	1.46	49.6
17	692	2,037	1.52	1.49	48.6
18	695	2,118	1.55	1.52	51.7
19	728	2,251.0	1.61	1.55	51.8
20	714	2,327.5	1.65	1.59	54.5
21	728	2,339.0	1.66	1.63	52.3
22	734	2,333.0	1.69	1.68	52.5
23	780	2,515.0	1.64	1.65	48.2
24	789	2,642.5	1.71	1.69	50.8
25	889	2,789.0	1.73	1.76	43.9
26	902	2,793.5	1.74	1.82	47.0
27	911	2,979.5	1.82	1.88	48.6
28	920	3,147.0	1.87	1.92	51.7
29	933	3,366.0	1.97	1.97	54.2
30	1,028	3,842.0	2.16	2.05	52.2
令和 元 年	1,035	4,000.0	2.22	2.11	53.7
2	1,055	4,180.0	2.29	2.15	52.8
3	1,091	4,123.0	2.29	2.20	48.9
4	1,076	4,205.0	2.38	2.25	51.9
5	1,079	4,454.0	2.51	2.33	54.7
6	1,183	4,557.5	2.57	2.41	50.2
7	1,226	4,723.0	2.58	2.41	49.9
					46.0

・各年とも6月1日現在

・雇用義務のある企業(平成24年までは56人以上規模、平成25年から平成29年までは50人以上規模、

平成30年から令和2年までは45.5人以上規模、令和3年から令和5年までは43.5人以上規模、

令和6年以降は40人以上規模)についての集計である。

・障害者の数とは、次に掲げる者の合計である。

～昭和62年 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)

昭和63年 ～平成4年 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、知的障害者

平成5年 ～平成17年 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)、

重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者

平成18年 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)、精神障害者、

重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者(精神障害者である短時間労働者は0.5カウント)

平成23年 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)、精神障害者、

重度身体障害者、重度知的障害者、重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である

短時間労働者(重度以外身体障害者及び知的障害者である短時間労働者は0.5カウント)(※)

※ 平成30年から令和4年までは、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者についてのみ、1人分とカウントしていた。

①報告年の3年前の年に属する6月2日以後に採用された者であること

②報告年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

令和5年以降は、精神障害者である短時間労働者については、1人分としてカウントしている。

令和6年以降 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)、精神障害者、

重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である短時間労働者、

重度以外身体障害者及び知的障害者である短時間労働者(0.5カウント)

重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である 特定短時間労働者(0.5カウント)

民間企業における障害者雇用状況(規模別)

令和7年6月1日現在

規模別	年	企業数	常用労働者総数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	障 傷 者 数												雇用率達成				雇用率未達成				雇用率0人以上不足									
					重度身体	中度身体	軽度身体	身体	木	短時間	特定時間	短時間	重度	中度	軽度	身体	精神	精神	精神	精神	精神	精神	精神	精神	精神	精神	精神							
400人 ~100人未満	7年	750	46,317.0	44,914.0	141	186	42	38	4	16	137	19	197	2	66	131	6	531.0	287.5	200.0	1018.5	2.27	360	48.0	414.5	390	52.0	354	47.2	357	47.6	33	4.4	
	6年	702	44,136.0	42,318.0	132	179	43	40	3	19	118	13	202	3	59	138	10	507.5	271.5	202.0	981.0	2.32	341	48.6	384.0	361	51.4	331	47.2	330	47.0	31	4.4	
	増減	48	2,181.0	2,596.0	9	7	▲ 1	▲ 2	1	▲ 3	19	6	▲ 5	▲ 1	7	▲ 7	▲ 4	23.5	16.0	▲ 2.0	37.5	▲ 0.05	19	▲ 0.6	30.5	29	0.6	23	0.0	27	0.6	2	0.0	
100人 ~300人未満	7年	354	59,614.5	56,414.5	203	248	109	77	12	17	187	4	140	2	189	357	25	296.0	297.5	295	1,682.0	2.95	187	52.8	308.5	187	47.2	22	6.2	58	16.4	109	109	30.8
	6年	359	60,387.5	55,298.5	206	262	99	60	3	18	193	6	114	8	160	323	10	804.5	296.0	488.0	1,588.5	2.87	187	52.1	300.5	172	47.9	24	6.7	67	18.7	105	105	29.2
	増減	▲ 5	▲ 773.0	1,116.0	▲ 3	▲ 14	10	17	9	▲ 1	▲ 6	▲ 2	▲ 2	▲ 6	26	▲ 6	29	34	15	3.0	0.0	70.5	73.5	0.08	0	0.7	8.0	▲ 5	▲ 0.7	▲ 2	▲ 0.5	▲ 9	▲ 2.3	4
300人 ~500人未満	7年	58	21,752.5	20,553.5	74	95	12	16	3	5	78	4	63	0	67	40	7	284.5	123.5	110.5	498.5	2.43	30	51.7	73.0	28	48.3	0	0.0	7	12.1	21	36.2	
	6年	61	23,431.5	21,447.5	86	102	17	20	4	5	91	4	76	1	65	44	9	303.0	143.5	113.5	560.0	2.61	34	55.7	62.5	27	44.3	0	0.0	8	13.1	19	31.1	
	増減	▲ 3	▲ 1,679.0	▲ 914.0	▲ 12	▲ 7	▲ 5	▲ 4	▲ 1	0	▲ 13	0	▲ 13	▲ 1	2	▲ 4	▲ 2	▲ 38.5	▲ 20.0	▲ 3.0	▲ 61.5	▲ 0.18	▲ 4	▲ 4.0	10.5	1	4.0	0	0.0	▲ 1	▲ 1.0	2	5.1	
500人 ~1,000人未満	7年	50	33,211.0	31,545.0	129	140	20	23	18	6	139	3	38	1	120	36	22	438.5	173.5	167.0	778.0	2.47	28	56.0	54.5	22	44.0	0	0.0	9	18.0	13	26.0	
	6年	46	30,249.5	27,526.5	115	122	20	15	11	4	119	3	35	0	86	35	8	385.0	147.5	125.0	657.5	2.39	24	52.2	62.5	22	47.8	0	0.0	5	10.9	17	37.0	
	増減	4	2,961.5	4,018.5	14	18	0	8	7	2	20	0	3	1	34	1	14	53.5	26.0	42.0	121.5	0.08	4	3.8	▲ 80	0	▲ 3.8	0	0.0	4	7.1	▲ 4	11.0	
1,000人以上	7年	14	30,052.5	29,814.5	124	128	4	4	4	27	192	1	15	0	101	21	9	384.0	254.5	126.5	765.0	2.57	7	50.0	0	0.0	0	0.0	0	0	7	50.0		
	6年	15	31,316.0	30,672.0	125	140	6	3	0	35	174	0	26	3	84	29	3	397.5	258.5	114.5	770.5	2.51	8	53.3	35.5	7	46.7	0	0.0	0	0	0	7	46.7
	増減	▲ 1	▲ 1,263.5	▲ 857.5	▲ 1	▲ 12	▲ 2	1	4	▲ 8	18	1	▲ 11	▲ 3	17	▲ 8	6	▲ 13.5	▲ 4.0	12.0	▲ 5.5	0.06	▲ 1	▲ 3.3	▲ 10.0	0	3.3	0	0.0	0	0.0	0	3.3	
合計	7年	1,226	190,947.5	183,221.5	671	797	187	158	41	71	733	31	453	5	543	585	69	2,425.5	1,135.0	1,162.5	4,723.0	2.58	612	49.9	876.0	614	50.1	376	30.7	431	35.2	183	14.9	
	6年	1,183	189,520.5	177,262.5	664	805	185	138	21	81	695	26	453	15	454	569	40	2,397.5	1,117.0	1,043.0	4,557.5	2.57	594	50.2	845.0	589	49.8	355	30.0	410	34.7	179	15.1	
(注)各年とも6月1日現在。		増減	43	1,427.0	5,959.0	7	▲ 8	2	20	20	▲ 10	38	5	0	▲ 10	89	16	29	28.0	18.0	119.5	165.5	0.01	18	▲ 0.3	31.0	25	0.3	21	0.7	21	0.5	4	▲ 0.2

民間企業における障害者雇用状況(産業別)

令和7年6月1日現在

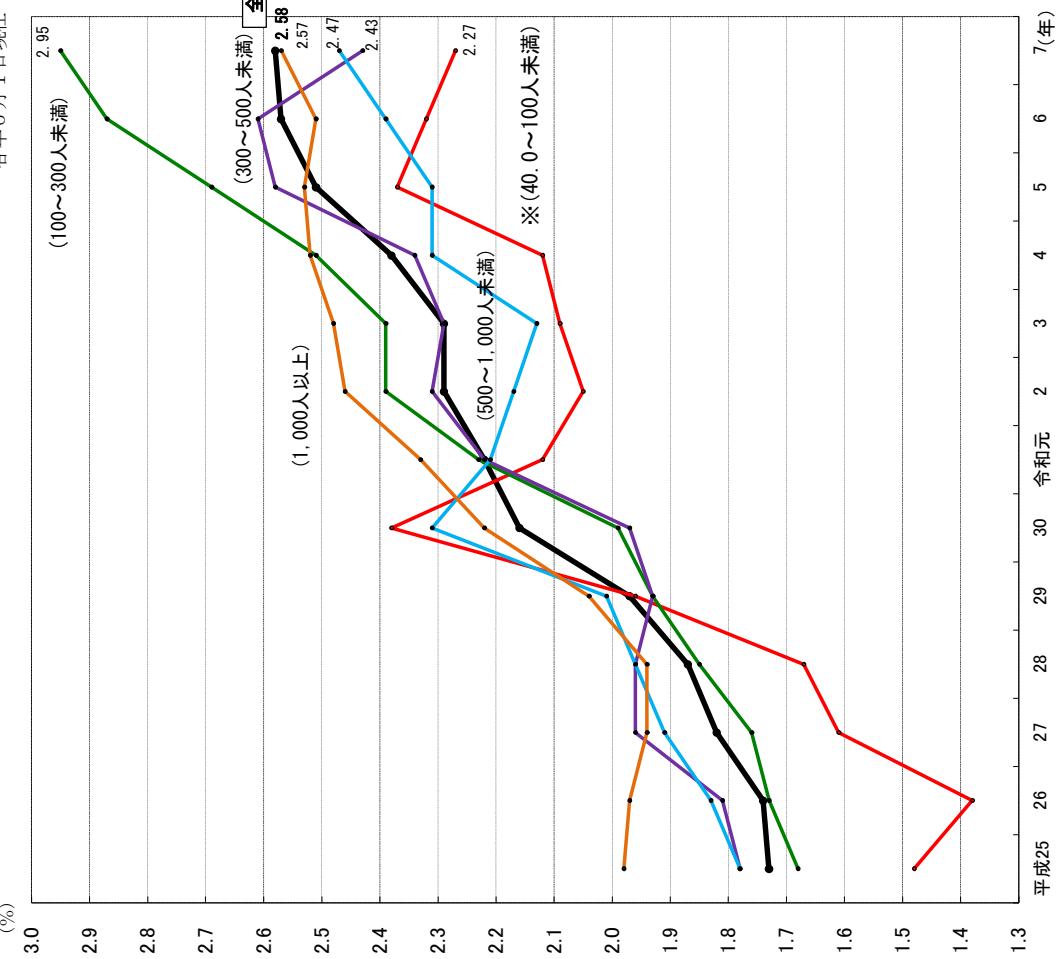
愛媛労働局

産業別	年	企業数	常用労働者数	障 傷 者 数												雇用率未達成				雇用0人												
				法定雇用障害者数	重度身体	重度身体	重度身体	重度身体	重度身体	重度身体	重度身体	重度身体	重度身体	重度身体	重度身体	重度身体	重度身体	重度身体	重度身体	重度身体	重度身体	重度身体	重度身体	重度身体								
D 建設業(6-8)	7年 6年	48 38	4,658.0 4,716.5	4,242.0 3,822.5	14 3	28 3	0 1	3 1	1 1	0 1	6 3	0 0	2 3	0 0	5 1	1 0	58.0 61.5	7.0 6.5	71.0 4.0	41.0 42.1	29 35.5	63.0 57.9	24 16	52.2 42.1	23 16	50.0 42.1	6 6	13.0 15.8				
E 製造業(9-32)	7年 6年	329 325	58,315.5 58,317.5	56,262.5 57,911.5	203 205	288 294	19 21	40 18	4 1	303 46	7 55	0 146	160 734.5	70 398.0	4 212.5	474.0 1,345.0	232.0 212.5	1,373.5 1,345.0	169 163	51.4 50.2	238.5 245.5	160 162	48.6 49.8	92 94	28.0 33.2	102 108	58 54	17.6 16.6				
G 情報通信業 (37-41)	7年 6年	26 26	2,837.0 2,880.0	2,836.0 2,877.0	20 19	8 7	0 0	0 1	0 0	0 0	3 3	0 0	0 0	0 0	0 1	0 1	48.0 45.5	3.0 3.0	11.0 11.0	62.0 59.5	21.9 20.7	16 14	15.0 15.8	3 2	38.5 38.0	3 14	11.5 19.2	6 7	23.1 26.9	4 5	15.4 19.2	
H 運輸業、郵便業 (42-49)	7年 6年	82 70	13,957.5 13,365.0	12,264.5 10,504.0	42 40	66 68	8 4	4 2	1 0	26 0	12 9	0 1	34 25	12 12	1 0	160.5 153.0	33.0 24.0	46.5 214.0	240.0 214.0	1,96 2,04	28 27	34.1 38.6	73.0 62.0	42.7 43	54 61.4	35 26	42.7 37.1	42 31	51.2 44.3	12 12	14.6 17.1	
I 卸売業、小売業 (50-61)	7年 6年	184 186	26,949.5 27,313.0	26,949.5 27,313.0	84 82	81 85	17 21	18 16	6 5	131 136	1 62	1 3	29 55	72 47	31 9	278.0 280.5	117.5 193.5	573.0 580.5	213 213	82 80	44.6 43.0	102 146.5	55.4 106.5	97.5 57.0	71 68	38.6 36.6	31 76	16.8 40.9	31 30	16.8 19.2		
J 金融業、保険業 (62-67)	7年 6年	15 17	6,946.0 7,043.0	6,946.0 7,043.0	32 32	16 18	2 2	3 2	0 0	31 32	0 0	0 1	0 32	35 1	1 0	83.5 85.0	31.0 32.5	36.0 33.0	150.5 150.5	217 214	5 5	19.5 29.4	10 23.0	66.7 100.0	6 7	40.0 50.0	5 10	33.3 64.3	5 9	5 53.7	5 5	33.3 35.3
K 不動産業、物品販賣業 (71-74)	7年 6年	14 14	1,219.5 1,219.5	2,162.0 2,289.5	6 12	5 11	5 3	5 2	0 0	0 1	1 1	0 1	1 1	1 0	0 0	17.0 37.5	4.0 6.0	43.0 45.5	2.0 1.0	23.0 15.0	1.98 1.98	4 5	28.6 42.9	4 6	21.4 35.7	3 6	28.6 35.3					
L 学術研究、専門・技術サービス業 (75-77)	7年 6年	25 27	2,165.0 2,289.5	2,162.0 2,282.5	11 12	11 11	3 2	1 1	0 0	1 2	0 0	0 0	1 1	1 0	0 0	36.5 37.5	2.0 2.0	4.5 6.0	12 20	52.0 50.0	7 7	48.0 50.0	10 10	40.0 40.0	9 9	36.0 33.3	3 4	12.0 14.8				
M 宿泊業、飲食サービス業 (78-80)	7年 6年	40 35	4,069.0 3,756.0	4,069.0 3,756.0	13 10	8 4	5 5	8 4	3 0	28 26	1 0	6 11	0 26	0 1	0 0	21.0 33.0	97.5 20.5	32.0 33.0	21.0 20.5	44.5 33.0	19 20	47.5 50.5	15 23.0	21 29.4	15 23.0	42.5 42.9	4 4	10.0 11.4				
N 生活関連サービス業 (81-87)	7年 6年	40 39	5,274.5 5,272.0	5,274.5 5,272.0	16 15	15 21	15 4	9 0	3 5	32 31	1 0	1 10	11 2	0 16	3 7	55.0 57.0	48.5 47.0	26.5 24.5	130.0 128.5	24.6 24.5	18 20	55.0 51.3	22 23.5	15 19	35.7 48.7	1 15	37.5 38.5	7 7	17.5 10.3			
O 教育、学習支援業 (88-92)	7年 6年	23 20	3,226.0 3,028.0	2,807.0 2,614.0	7 7	12 12	2 1	0 0	0 0	5 4	2 1	0 0	6 5	3 2	0 1	28.0 27.0	6.5 5.0	43.5 38.5	1.55 1.4	9 7	39.1 35.0	14 13	60.9 50.0	7 7	30.4 35.0	10 8	43.5 40.0	4 5	17.4 25.0			
P 医療、福祉 (93-95)	7年 6年	304 296	44,984.0 44,536.0	40,141.0 37,375.0	155 154	175 189	119 115	82 71	17 10	6 6	119 120	14 16	211 106	2 404	2 124	26 441	653.5 602.5	301.5 296.5	578.0 519.0	1,533.0 1,468.0	125 138.5	125 114	125.5 135.5	179 182	64 61	41.1 38.6	14 11	64 82	7 27.7	37 32	12.2 10.8	
Q 複合サービス業 (96-97)	7年 6年	18 18	5,508.0 5,704.0	5,274.5 5,704.0	27 29	36 29	1 2	4 2	3 0	16 17	1 1	2 0	12 13	0 1	0 0	94.0 90.0	24.0 24.5	130.0 128.5	12.0 14.0	130.0 128.5	9 8	50.0 44.4	3 19.0	15.5 15.6	3 3	33.3 33.3	3 6	33.3 33.3	3 4	17.6 22.2		
R サービス業(他に分類されないもの) (98-96)	7年 6年	70 61	9,172.5 8,216.0	8,884.5 8,276.0	671 32	797 71	187 158	41 31	71 71	12 12	93 105.5	15 15	122.5 120.5	5 100	4 404	35 37	411 37	48.6 33.5	36 11.0	51.4 26	29 32	40.5 52.5	36 35	41.4 43.0	31 25	43.5 41.0	4 5	17.4 11.5				
合計		43	9,059.0 1,427.0	8,884.5 8,276.0	7 64	805 185	187 138	41 81	71 81	12 21	9 7	12 2	1 2	1 0	0 1	12 13	0 1	12.5 17.5	1.25 1.30	130.0 128.5	12.0 14.0	130.0 128.5	9 8	50.0 44.4	3 19.0	16.7 15.6	3 3	33.3 33.3	3 6	33.3 33.3	3 4	17.6 22.2

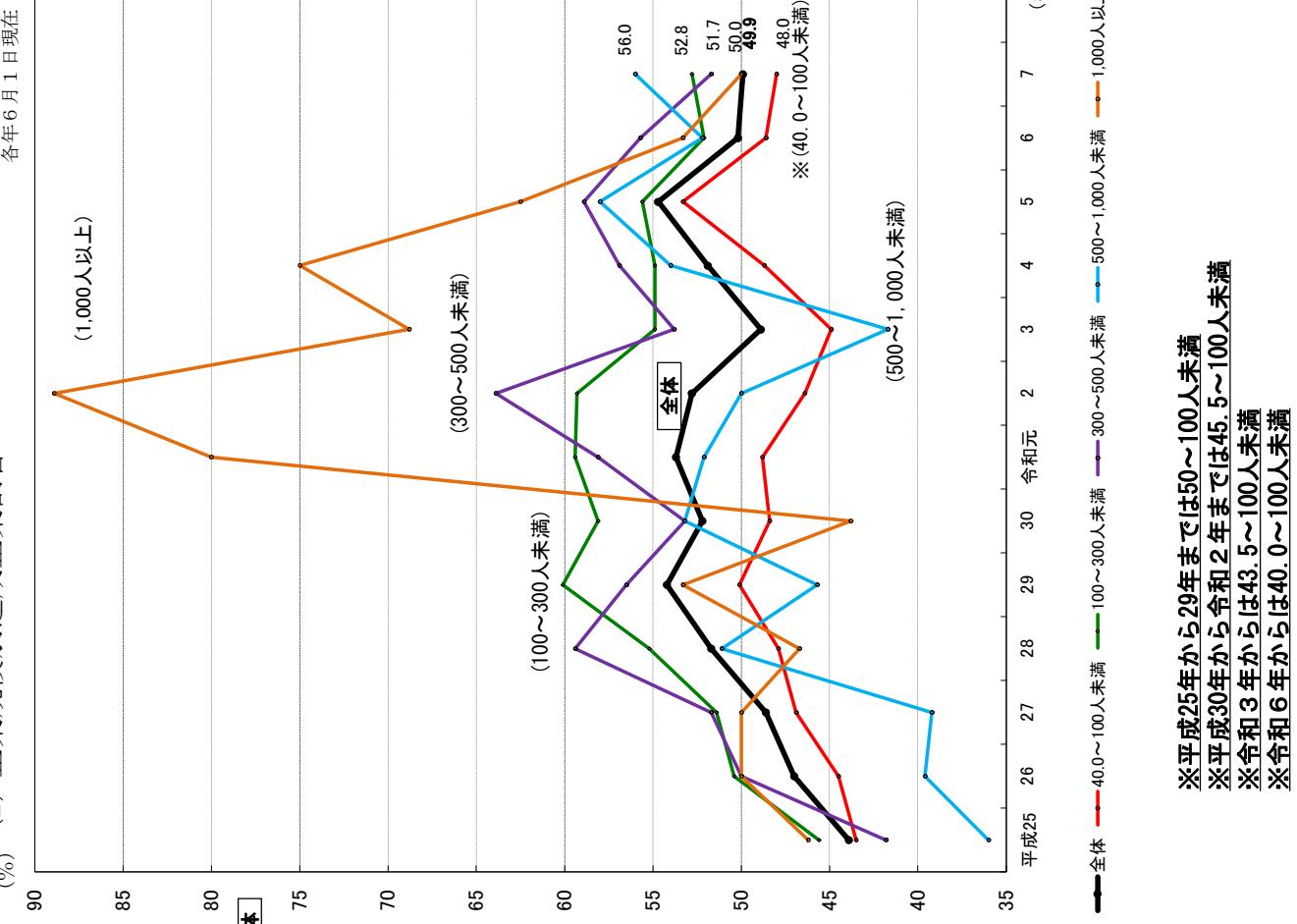
(注)各年とも6月1日現在。合計には、企業数が10未満のため掲載しなかったA 農業、林業(1-2)、B 渔業(3-4)、C 鉱業、採石業、砂利採取業(5)、F 電気・ガス・熱供給・水道業(33-36)を含む。

(1) 企業規模別実雇用率

各年 6 月 1 日現在



(2) 企業規模別達成企業割合

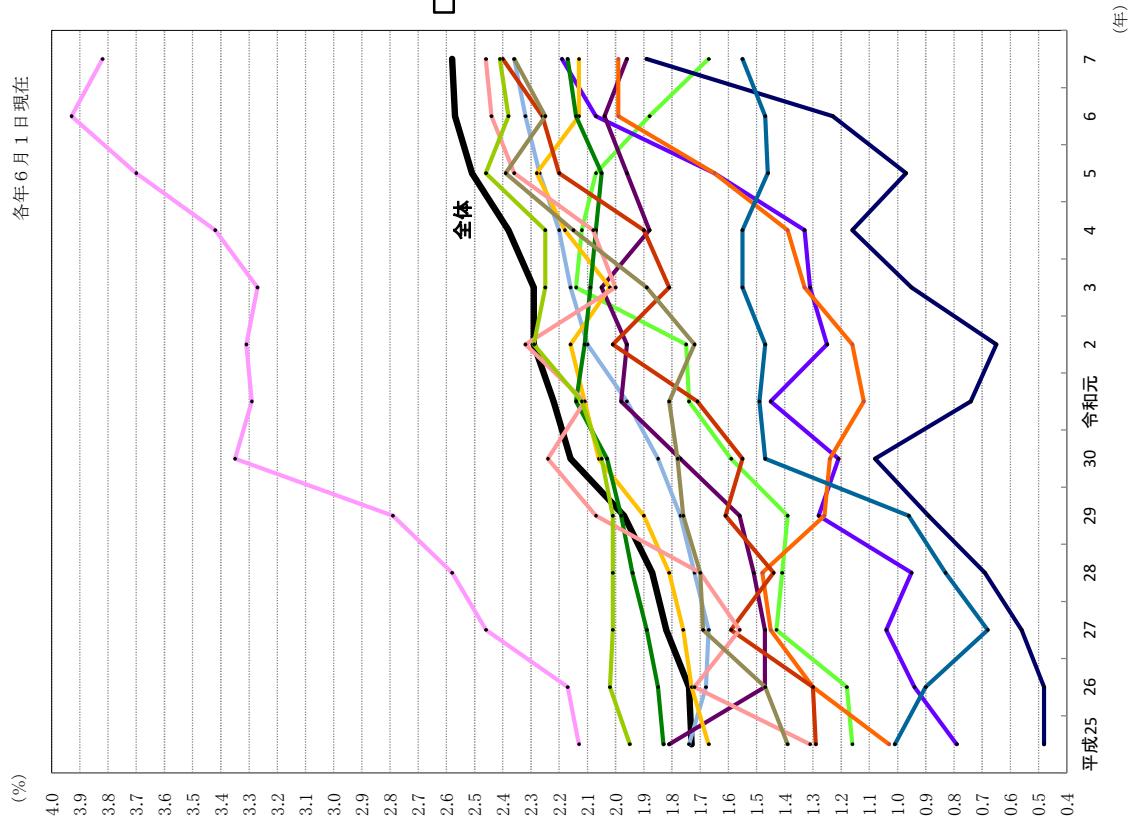


各年 6 月 1 日現在

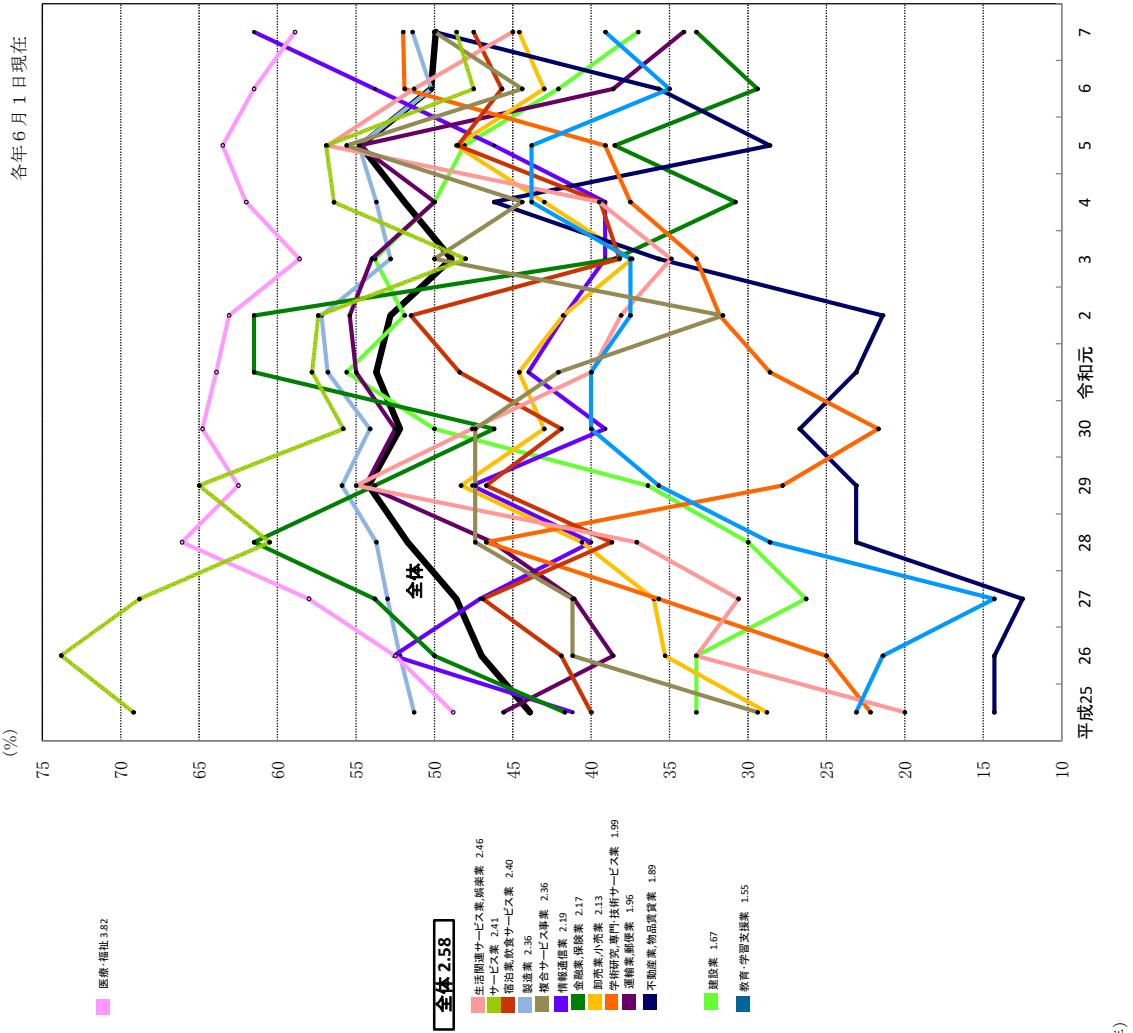
※ 平成25年から29年までは50~100人未満
※ 平成30年から2年までは45.5~100人未満
※ 令和3年からは43.5~100人未満
※ 令和6年からは40.0~100人未満

※ 平成25年から29年までは50~100人未満
※ 平成30年から2年までは45.5~100人未満
※ 令和3年からは43.5~100人未満
※ 令和6年からは40.0~100人未満

(3) 産業別実雇用率



(4) 産業別達成企業割合



各年6月1日現在

グラフ作成上、労働者数が1,000人に満たない農業、林業、漁業、砂利採取業、採石業、鉱業、電気・ガス・熱供給・水道業を除いてある。（全体には、これら産業は含まれている。）

民間企業における身体障害者の部位別雇用状況

① 概況

③ 産業別の雇用状況

区分	障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数		身体障害者計	
	視覚障害者	聴覚又は平衡機能障害者		
民間企業	74(93)	191(192)	18(21)	628(789)
			人	793(639)

注1 「身体障害者計」欄には、種類別のおもな身体障害者数について未記入の場合は含まれない。

注2 ()内は令和6年6月1日現在の数値である。

② 企業規模別の雇用状況

区分	障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数		身体障害者計
	視覚障害者	聴覚又は平衡機能障害者	
40人未満	15(20)	49(45)	5(7)
100人未満	36(41)	46(48)	5(6)
300人未満	8(13)	19(21)	2(3)
500人未満	11(13)	25(23)	5(3)
1,000人以上	4(6)	52(55)	1(2)

注1 「身体障害者計」欄には、種類別のおもな身体障害者数について未記入の場合は含まれない。

注2 ()内は令和6年6月1日現在の数値である。

区分	障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数		身体障害者計
	視覚障害者	聴覚又は平衡機能障害者	
農、林、漁業	0(0)	1(0)	1(0)
鉱業採石業、砂利採取業	0(0)	0(0)	0(0)
建設業	0(0)	2(0)	1(1)
製造業	0(0)	3(0)	3(1)
電気・ガス・熱供給・水道業	17(21)	84(85)	4(6)
情報通信業	2(1)	1(1)	0(0)
運輸業、郵便業	1(2)	1(1)	0(0)
卸売業、小売業	5(1)	8(6)	2(0)
金融業、保険業	0(5)	6(10)	0(3)
不動産業、物品販賣業	0(1)	7(7)	0(0)
学術研究、専門・技術サービス業	0(0)	0(0)	0(0)
宿泊業、飲食サービス業	3(2)	15(9)	0(0)
生活関連サービス業、娯楽業	3(4)	4(5)	1(1)
教育、学習支援業	1(1)	1(1)	1(1)
医療、福祉	37(1)	53(1)	5(1)
複合サービス事業	3(51)	4(53)	0(5)
サービス業	2(2)	4(4)	4(4)

注1 身体障害者計」欄には、種類別のおもな身体障害者数について未記入の場合は含まれない。

注2 ()内は令和6年6月1日現在の数値である。

愛媛県における障害者の雇用状況(法定雇用率2.8%)

機関名	年	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(人)	② 障害者の数(人)	③ 実雇用率(%)	④ 不足数(人)	備考
計	7年	7,077.5	221.5	3.13	0.0	
	6年	6,567.0	206.5	3.14	0.0	
	増減	510.5	15.0	▲ 0.01	0.0	
愛媛県知事部局	7年	4,669.5	144.0	3.08	0.0	
	6年	4,580.0	141.5	3.09	0.0	
	増減	89.5	2.5	▲ 0.01	0.0	
愛媛県警察本部	7年	420.0	19.0	4.52	0.0	
	6年	448.0	19.0	4.24	0.0	
	増減	▲28.0	0.0	0.28	0.0	
愛媛県公営企業管理局	7年	1,988.0	58.5	2.94	0.0	
	6年	1,539.0	46.0	2.99	0.0	
	増減	449.0	12.5	▲ 0.05	0.0	

(注)各年とも6月1日現在。以下同じ。

愛媛県教育委員会における障害者の雇用状況(法定雇用率2.7%)

機関名	年	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(人)	② 障害者の数(人)	③ 実雇用率(%)	④ 不足数(人)	備考
愛媛県教育委員会	7年	10,431.5	318.0	3.05	0.0	
	6年	8,673.5	312.5	3.60	0.0	
	増減	1,758.0	5.5	▲ 0.55	0.0	

市町等の機関における障害者の雇用状況(法定雇用率2.8%)

機関名	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(人)	② 障害者の数(人)	③ 実雇用率(%)	④ 不足数(人)	備考
令和7年 計	19,360.0	568.5	2.94	15.5	
令和6年 計	18,836.5	532.5	2.83	23.0	
増減	523.5	36.0	0.11	▲7.5	
松山市	3,169.0	96.5	3.05	0.0	
伊予市	392.0	12.0	3.06	0.0	
東温市	232.5	7.0	3.01	0.0	
今治市	1,640.5	54.0	3.29	0.0	
八幡浜市	796.0	17.0	2.14	5.0	
西予市	600.0	14.5	2.42	1.5	※4
宇和島市	912.5	28.0	3.07	0.0	
新居浜市	1,089.5	37.0	3.40	0.0	※1
西条市	984.5	27.0	2.74	0.0	
四国中央市	963.5	26.0	2.70	0.0	
大洲市	952.0	21.0	2.21	5.0	※2
久万高原町	324.0	11.0	3.40	0.0	
松前町	311.5	10.0	3.21	0.0	
砥部町	271.0	5.0	1.85	2.0	
上島町	228.0	6.5	2.85	0.0	
伊方町	277.0	6.0	2.17	1.0	

機関名	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(人)	② 障害者の数(人)	③ 実雇用率(%)	④ 不足数(人)	備考
愛南町	457.0	12.0	2.63	0.0	
松野町	162.5	4.0	2.46	0.0	
鬼北町	252.5	7.0	2.77	0.0	
内子町	371.5	10.0	2.69	0.0	※3
松山市教育委員会	410.5	13.5	3.29	0.0	
伊予市教育委員会	107.0	3.0	2.80	0.0	
東温市教育委員会	204.0	4.0	1.96	1.0	
今治市教育委員会	524.0	16.0	3.05	0.0	
八幡浜市教育委員会	133.5	4.5	3.37	0.0	
西予市教育委員会	158.5	5.0	3.15	0.0	
宇和島市教育委員会	286.0	11.0	3.85	0.0	
西条市教育委員会	409.5	12.0	2.93	0.0	
四国中央市教育委員会	250.0	8.0	3.20	0.0	
久万高原町教育委員会	60.5	1.0	1.65	0.0	
松前町教育委員会	52.0	1.0	1.92	0.0	
砥部町教育委員会	98.5	2.0	2.03	0.0	
伊方町教育委員会	85.0	2.0	2.35	0.0	
愛南町教育委員会	135.5	3.5	2.58	0.0	
松山市公営企業局	172.0	8.0	4.65	0.0	
松山広域福祉施設事務組合	94.0	6.0	6.38	0.0	
宇和島市病院局	851.5	24.0	2.82	0.0	
宇和島地区広域事務組合	560.5	20.5	3.66	0.0	
大洲喜多特別養護老人ホーム事務組合	167.0	6.0	3.59	0.0	
市立大洲病院	170.5	5.0	2.93	0.0	
宇和島市上下水道局	43.0	1.0	2.33	0.0	

※1 新居浜市教育委員会は、新居浜市と合算(特例認定)されたため、報告対象外。

※2 大洲市教育委員会は、大洲市と合算(特例認定)されたため、報告対象外。

※3 内子町教育委員会は、内子町と合算(特例認定)されたため、報告対象外。

※4 西予市においては、11月1日時点において、障害者の数46.0人、実雇用率2.84%、不足数0.0人となっている。

国立大学法人等における障害者の雇用状況(法定雇用率2.8%)

機関名	年	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(人)	② 障害者の数(人)	③ 実雇用率(%)	④ 不足数(人)	備考
計	7年	2,617.0	67.5	2.58	5.5	
	6年	2,270.0	64.0	2.82	0.0	
	増減	347.0	3.5	▲ 0.24	5.5	
国立大学法人 愛媛大学	7年	2,552.5	65.5	2.57	5.5	
	6年	2,215.0	62.0	2.80	0.0	
	増減	337.5	3.5	▲ 0.23	5.5	
公立大学法人 愛媛県立医療技術大学	7年	64.5	2.0	3.10	0.0	
	6年	55.5	2.0	3.60	0.0	
	増減	9.0	0.0	▲ 0.50	0.0	

④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である。

- | | |
|---------------------|---|
| ○ 民間企業 | <p>一般の民間企業 2. 5 %
(40.0人以上規模の企業)</p> <p>特殊法人等 2. 8 %
〔労働者数36.0人以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等〕</p> |
| ○ 国、地方公共団体 | 2. 8 %
(36.0人以上規模の機関) |
| ○ 都道府県等の教育委員会 | 2. 7 %
(37.5人以上規模の機関) |

※ () 内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

- ※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。
- ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。
- ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。
- ※ 精神障害者である短時間労働者については、当分の間、その1人をもって1人分としてカウントされる。
- ※ 重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である特定短時間労働者（1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者）については、0.5人分としてカウントされる。（就労継続支援A型の利用者は除く。）

◎ 除外率とは

○ 民間企業における除外率制度

各事業主が雇用しなければならない障害者の数を算定する基礎となる常用雇用労働者数を算定する際に、一定の業種に属する事業を行う事業所の事業主については、その常用雇用労働者数から一定率に相当する労働者数を控除する制度。

この除外率制度は、ノーマライゼーションの観点から、平成14年法改正により、平成16年4月に廃止した。経過措置として、当分の間、除外率設定業種ごとに除外率を設定するとともに、廃止の方向で段階的に除外率を引き下げ、縮小することとされている（法律附則）。

平成16年4月、平成22年7月、令和7年4月に、それぞれ、一律に10ポイントの引下げを実施。

除外率設定業種	除外率	
	引下げ前	引下げ後
・非鉄金属製造業（非鉄金属第一次製鍊精製業を除く） ・船舶製造・修理業、船用機関製造業 ・国内電気通信業（電気通信回線設備を設置して行うものに限る）	5%	除外率適用無し
・採石業、砂・砂利・玉石採取業 ・窯業原料用鉱物鉱業（耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る） ・その他の鉱業	10%	除外率適用無し
・非鉄金属第一次製鍊・精製業 ・貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）	15%	5%
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業（信書便事業を含む）	20%	10%
・港湾運送業 ・警備業	25%	15%
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関 ・介護老人保健施設 ・介護医療院	30%	20%
・林業（狩猟業を除く）	35%	25%
・金属鉱業 ・児童福祉事業	40%	30%
・特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く）	45%	35%
・石炭・亜炭鉱業	50%	40%
・道路旅客運送業 ・小学校	55%	45%
・幼稚園 ・幼保連携型認定こども園	60%	50%
・船員等による船舶運航等の事業	80%	70%

※除外率引下げによる雇用義務数への影響（例）

$$\begin{aligned}
 & \text{除外率} 20\% \text{ の場合} \\
 & \left. \begin{aligned}
 & \text{常用労働者数 } 5,069.5 \times \text{除外率 } 20\% = 1,013.9 \approx 1,013 \text{ 人 (端数切り捨て)} \\
 & \text{常用労働者数 } 5,069.5 - 1,013 = \text{基礎労働者数 } 4,056.5 \text{ 人} \\
 & \text{基礎労働者数 } 4,056.5 \times \text{法定雇用率 } 2.5\% = \text{雇用義務数 } 101.4125 \approx 101 \text{ 人 (端数切り捨て)}
 \end{aligned} \right. \\
 \\
 & \text{除外率} 10\% \text{ の場合} \\
 & \left. \begin{aligned}
 & \text{常用労働者数 } 5,069.5 \times \text{除外率 } 10\% = 506.95 \approx 506 \text{ 人 (端数切り捨て)} \\
 & \text{常用労働者数 } 5,069.5 - 506 = \text{基礎労働者数 } 4,563.5 \text{ 人} \\
 & \text{基礎労働者数 } 4,563.5 \times \text{法定雇用率 } 2.5\% = \text{雇用義務数 } 114.0875 \approx 114 \text{ 人 (端数切り捨て)}
 \end{aligned} \right. \\
 \end{aligned}$$


○ 国及び地方公共団体における除外率制度

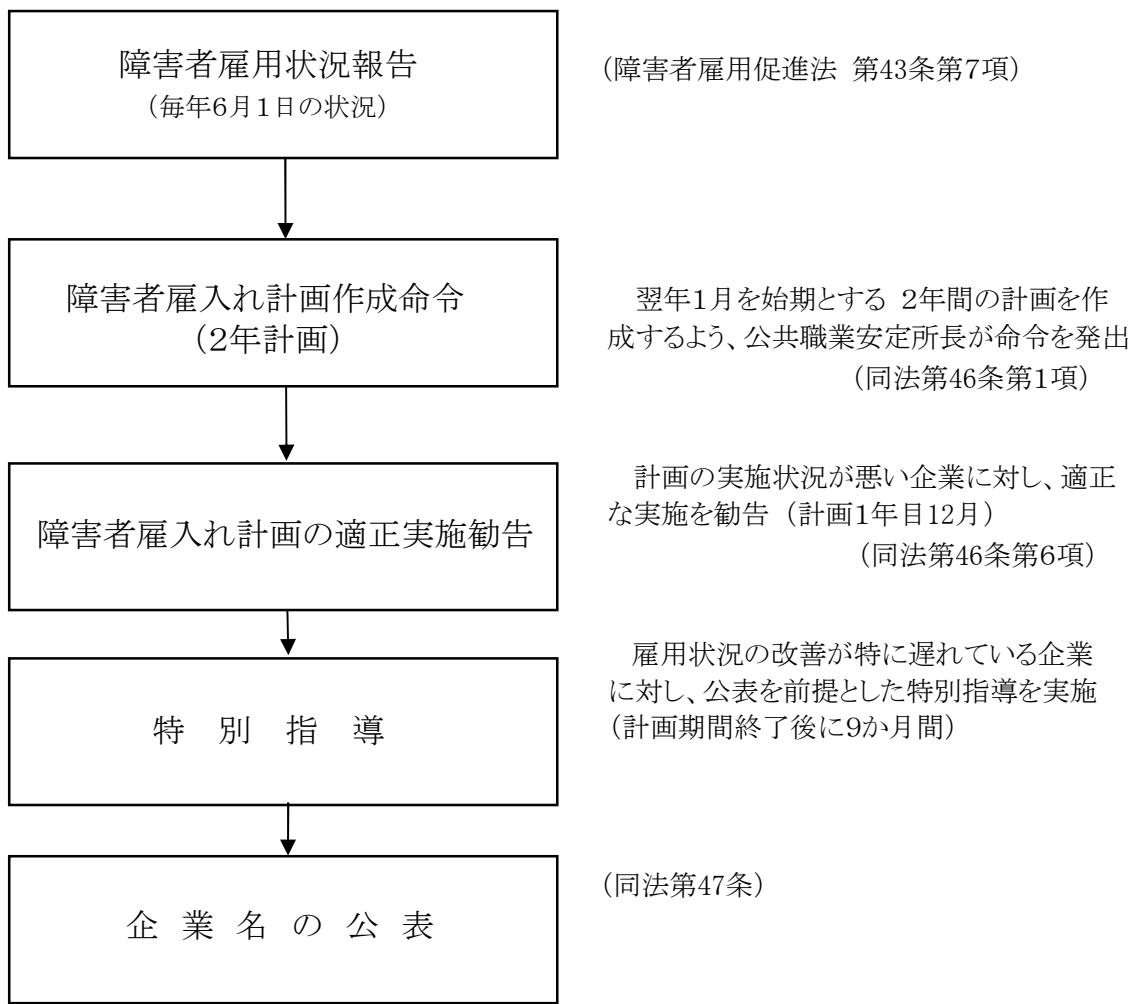
各任命権者が採用しなければならない障害者数を算定する基礎となる職員数を算定する際に、一定の範囲の職種に従事する者（除外職員）を控除する制度。

平成16年4月1日から、除外職員の範囲を、国民の生命の保護や、公共の安全と秩序の維持を職務としており、その遂行のためには職員個人による強制力の行使等が必要であるような職員に限定することとした（警察官、自衛官など）。

なお、除外職員ではなくなった職員（医師、教育職員など）が一定割合を占める機関（病院、教育委員会など）については、当該職員が職員総数に占める割合を基に、当分の間、除外率を設定した上で、廃止の方向で段階的に引き下げ、縮小を進めていくこととしており、平成16年4月、平成22年7月、令和7年4月に、それぞれ、10ポイントの引下げを実施。

◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「障害者雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

[指導実績]

- 令和6年度の実績
 - *「障害者雇入れ計画作成命令」の発出 446社
 - *「障害者雇入れ計画の「適正実施勧告」 62社
 - *「特別指導」の実施 37社
- 障害者雇入れ計画を実施中の企業 338社(令和6年度)
- 企業名の公表
 - 平成18年度 2社、平成19年度 1社 (再公表)、平成20年度 4社、
平成21年度 7社 (うち1社は再公表)、平成22年度 6社 (うち2社は再公表)
平成23年度 3社 (うち1社は再公表)、平成24年度 0社、平成25年度 0社、
平成26年度 8社、平成27年度 0社、平成28年度 2社、平成29年度 0社、
平成30年度 0社、令和元年度 0社、令和2年度 1社、令和3年度 6社
令和4年度 5社 (うち3社は再公表)、令和5年度 1社 (再公表)、
令和6年度 0社

障害者雇用促進プラン（令和7年～令和8年）

（愛媛県内の障害者雇用促進のための取組について）

愛媛労働局
愛媛県
愛媛県教育委員会

愛媛県、愛媛県教育委員会及び愛媛労働局は、強力な連携のもと、県内の障がい者雇用の一層の促進を図るため、次の取組を行う。

1 愛媛県及び愛媛県教育委員会、愛媛労働局との連携強化による取組

（1）経済団体・地域の企業への働きかけ

愛媛県と愛媛労働局は、地域の企業に対してあらゆる機会を利用し障がい者雇用についての情報発信を行うとともに、経済団体等に対して、県と労働局の幹部等が合同で働きかけを行う。

具体的な取組として、愛媛県知事、愛媛県教育委員会教育長及び労働局長名による、障がい者雇用要請文を障害者雇用率未達成企業に送付する。

（2）特別支援学校等との連携

ア 「愛顔（えがお）のえひめ特別支援学校技能検定」（県教育委員会主催）の見学会を兼ねた「障がい者雇用促進セミナー」（県・局共催）を、同一会場で実施する。

イ 特別支援学校が実施する職業教育の現場を企業が直接見学することにより、障がい者雇用の理解と関心を高め、今後の障がい者雇用に向けてのきっかけ作りとするため、特別支援学校が開催する「学校公開セミナー」等について、ハローワークを通じて周知を図る。

（3）一層の連携強化

愛媛県経済労働部と愛媛労働局職業安定部において、以下の障がい者雇用に関する情報を共有しつつ、労働局及びハローワークが全面的に協力するなど一層の連携強化に取り組み、障がい者雇用に繋げることとする。

ア 障がい者雇用に繋がるきめ細かな実習訓練機会の創出

イ 障がい者訓練から雇用に繋げる就労支援体制の整備

ウ 雇用率未達成企業を中心とした職場見学・現場実習受入企業の開拓並びに情報収集

2 愛媛労働局とハローワークの就職支援等の取組の強化

（1）労働局とハローワークによる雇用率達成の要請及び指導の強化

国の出先機関及び地方公共団体等について、職業安定部長、各公共職業安定所長等が県内の国の出先機関の管理者、自治体の首長を訪問し、自組織の障害者雇用の推進を要請する。併せて、自治体の首長については地元企業の障害者雇用についての働きかけを要請する。

民間企業については、雇用率未達成企業のうち、特に障害者0人雇用企業を中心に、所長等による雇用率達成指導（訪問指導又は呼び出し指導）を行う。

（2）雇用義務対象企業への支援、職業紹介及び定着支援の強化

ア 令和8年7月から引き上げられる法定雇用率（民間企業2.7%、国・地方公共団体3.0%、都道府県教育委員会2.9%）の達成に向けた障害者雇用数等の進捗管理を徹底する。

イ 愛媛障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター他、関係機関との連携を深め、チーム支援による就職支援、定着支援等の取組を強化する。

- ウ ハローワークにおいて、雇用率未達成企業を中心に、障害者就職面接会等（ミニ面接会含む）を開催すると共に、精神・発達障害者しごとサポート養成講座を県内各地において実施する。
- エ 障害者の雇用の質の向上の推進、障害者が活躍できる職場づくりの周知・啓発
- オ 障害者雇用に関する優良中小事業主認定制度（もにす認定）の周知及び普及促進
- カ 事業主に対する障害者雇用相談援助事業の周知及び普及促進
- キ 福祉・教育・医療から雇用への移行推進へ向けて、企業見学会や就労移行支援事業所見学会、就労支援セミナーの開催、職場実習の推進

3 愛媛県の就職支援等の取組

（1）障がい者マッチング支援等

障害者就業・生活支援センターに県独自にマッチングセンターを配置し、受入企業の開拓や、企業と障がい者のマッチング、就職後の定着支援を行うとともに、障がい特性に応じた企業の受入環境整備や、障がい者目線での求人企業の情報発信強化等により、関係機関と連携しながら県内企業等に対する雇用促進に取り組む。

（2）障がい者採用計画

- ア 正規職員及び会計年度任用職員（事務補助職員）の採用
身体・知的・精神障がい者を対象とした採用試験の実施
- イ 会計年度任用職員（補助員等）の採用
出先機関において作業補助等に従事する職員を雇用
- ウ えひめチャレンジオフィスの設置

常時勤務による就労に不安を抱える方を、チャレンジ職員として最長3年間雇用し、就労経験を積む機会を提供することで民間企業や県・市町等への就職（ステップアップ）を支援

エ 文書集配チームの設置

本庁舎内の郵便物及び通送物の集配業務等を集約化して行う「文書集配チーム」を設置・運営し、文書等集配業務に従事する職員（特定業務職員）を雇用

4 愛媛県教育委員会の就職支援等の取組

（1）特別支援学校におけるキャリア教育・就労支援

- ア 「愛顔（えがお）のえひめ特別支援学校技能検定」の開催により、生徒の職業能力と勤労意欲を高めるとともに、企業や社会一般の人々に障がいのある生徒の力をアピールし、雇用の促進を図る。
- イ 各特別支援学校において「学校公開セミナー」等を開催し、職業教育の見学機会を提供する。
- ウ 就労支援コーディネーターの配置により、生徒の就労先の開拓や職場定着を支援する。

（2）障がい者採用計画

- ア 正規職員の採用
身体・知的・精神障がい者を対象とした採用試験の実施
- イ 会計年度任用職員（学校補助員）等の採用
学校現場等において作業補助等に従事する職員を雇用。サポートチーム方式を一部導入し、支援員からアドバイスを受けながら働くことができる環境を整備